

31 育成者権管理機関支援事業

【令和5年度予算概算要求額 350（－）百万円】

<対策のポイント>

育成者権管理機関が、育成者権者に代わり、専任的に育成者権等の知的財産権を管理・保護することにより、優良な品種の海外流出を防止するとともに、国内農業振興や輸出拡大実行戦略と整合する形で育成者権を活用し、その許諾料を新品種の開発に還元できる仕組みを構築するための取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

育成者権管理機関が行う以下の取組を支援します。

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、侵害監視活動など、国内における育成者権の適切な管理を実施するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

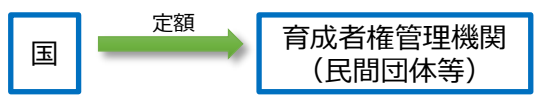
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

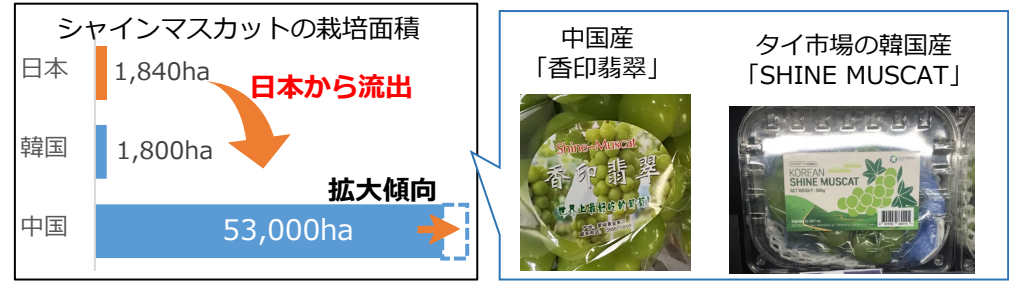
現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、海外許諾契約のための環境整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

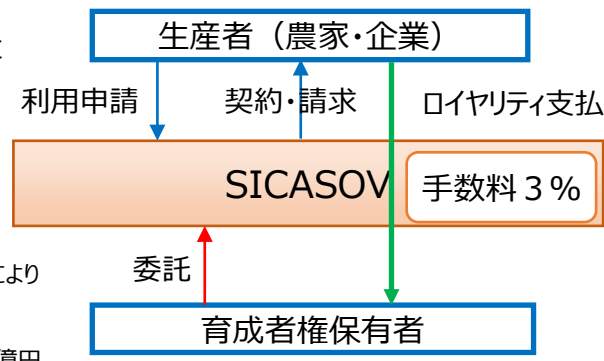
- 日本の優良な品種は、海外でも高く評価されているが、海外への無断流出が問題化。



- 優良な品種の海外流出を防止するとともに、新品種の開発に資するため、育成者権者に代わって知的財産権を管理・活用する「育成者権管理機関」の活動を支援。

海外の育成者権管理機関の例

- 育成者権者の意向を踏まえ、専任的に知的財産権の管理、国内外での侵害の監視・対応、海外ライセンスを実施。



SICASOV (シカソフ)

- ・1947年にフランスの種苗企業の出資により設立
- ・国内外の4,400品種を管理
- ・ロイヤリティ収入：年間98億円～126億円

【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課 (03-6738-6443)